

2020年4月の健康増進法改正で飲食店内の喫煙が厳しく制限されます 京橋の肉バル「ギャルド」でタバコを店の外で吸ってくれたお客様に 席を立つごとに「詫びワイン」を提供

ディーライブ株式会社（本社：大阪市城東区蒲生1-8-7-2階、代表取締役：伊藤浅己）が運営する、京橋の肉バル「ギャルド」（大阪市都島区東野田町3-6-24）では、4月1日に施行される改正健康増進法の影響で店内全面禁煙になるのに先立ち、3月1日より店の外にたばこを吸いに行っていたと、席を立つごとにワイン1杯サービスする「詫びワイン」を提供いたします。



店の外でタバコを吸ってくれたお客様に



席を立つごとに「ワイン」を1杯サービス

■4月1日に施行される「改正健康増進法」の飲食店への影響

改正健康増進法では、①新規店②客席面積100平方メートルを超える③資本金5,000万円以上のいずれかに該当する飲食店の場合は、原則店内禁煙になります。店内で喫煙する場合は、飲食ができない喫煙専用室の設置、加熱式タバコの場合は、飲食可能な加熱式タバコ専用喫煙室や喫煙フロアの設置が必要になりますが、設備投資費が大きな負担になります。その上、飲食できない喫煙専用室を設置するには、客席数を減らす必要があります。

上記の①～③に該当しない店舗は4月以降も喫煙は可能ですが、20歳未満のお客様・従業員が店内に立ち入ることができなくなります。20歳未満を含む家族連れが入店できなくなるので客層が狭まり、20歳未満の従業員も働けないので、人材不足が深刻な状況で多くの飲食店が改正法対応に頭を悩ませています。

■4月の店内禁煙化に先立ち、外でタバコを吸ってくれたお客様に「詫びワイン」をサービス

当店は4月1日に施行される「改正健康増進法」により、店内は全面禁煙になります。3月中は店内で喫煙可能ですが、スタッフのタバコ吸われるお客様への接客サービスのトレーニングとして、店外にたばこを吸いに行っていたお客様に、席を立つごとにワイン1杯をサービスする「詫びワイン」サービスを行います。4月の施行後も1か月間は、外でタバコを吸うという新しい習慣に慣れないお客様にサービスを継続いたします。

〔 詫びワイン 概要 〕

◇サービス内容： 店外にたばこを吸いに行っていたお客様に、席を立つごとにワイン1杯をサービスする（ソフトドリンク可）

◇提供期間： 2020年3月1日（日）～4月30日（木）（スタッフ練習期間～本格運用期間）

〔 店舗概要 〕

「大人の“飲み食べ”スタイル提案！」をコンセプトに2017年8月にオープンしたニク×ワインバル。シェフ自慢のヘルシーであっさりとした赤身肉はアツアツの鉄板で、ボリューム感たっぷりでも、価格はリーズナブルに提供。お好みの肉料理とソムリエが選んだワインとのペアリングも提案。

◇店名： ギャルド ◇所在地： 大阪市都島区東野田町3-6-24

◇電話番号： 06-6353-5517 ◇席数： 50席 ◇定休日： 不定休

◇営業時間： 月曜～木曜・日曜・祝日 17時～24時（ラストオーダー 23時30分）
金曜・土曜・祝前日 17時～25時（ラストオーダー 24時）



是非、貴社媒体での掲載のご検討をお願い申し上げます。ご不明な点がございましたらお気軽にお尋ねくださいませ。

～取材についてのお問合せ先～

「ギャルド」広報事務局 担当＝岡本 電話＝06-4708-3766 メール＝pr@raple.co.jp